

# 学 会 彙 報

昭和63年 3月31日

『教育行政学研究』第9号(1987)の刊行

・掲載論文

教員養成系大学院に関する調査研究

—新構想教育大学と既設教員養成系大学大学院に  
在籍する学生の意識の比較を中心に—

白 石 淳 (神戸大学研究生)

米国教育法研究の歴史的展開

—制定法研究の動向を中心に—

松 元 健 治 (広島文化女子短期大学)

米国初等教育制度史研究Ⅱ

—ヴァージニア州における公立無月謝学校の発展—

中 嶋 邦 彦 (鳥取女子短期大学)

19世紀後半期のイギリスにおける「中等教育」行政機関設置の動向(2)

—ブライス委員会 (Bryce Commission 1894-1895) の勧告を中心に—

森 川 泉 (広島修道大学)

〈文献紹介〉

ドイツ社会民主党の教育政策に関する文献・資料紹介

有 吉 英 樹 (北九州大学)

昭和63年 5月23日

学会ニュース (第22号) 発送

昭和63年 9月 1日

学会ニュース (第23号) 発送

昭和63年11月19日

西日本教育行政学会第10回大会開催 (広島市 KKR 広島)

・研究発表

アメリカにおける教育アカウンタビリティ論の検討

岩 永 定 (鳴門教育大学)

教育計画の現代的諸相

岡 本 徹 (東亜大学)

西ドイツ地方教育行政の構造と機能

前 原 健 三 (岡山女子短期大学)

西ドイツにおける学校監督と校長

—各機能とパートナーシップ—

織 田 成 和 (近畿大学工学部)

合衆国における財政改革とローカル・コントロールの動向

橋 口 泰 宣 (宮崎産業経営大学)

管理主事の専門的力量的形成に関する調査研究

西 睦 夫 (鳴門教育大学)

佐 竹 勝 利 (鳴門教育大学)

岩 永 定 (鳴門教育大学)

・総会

申し合わせ事項 (会則関係) について

平成元年度より1年の間、事務局は (〒 730) 広島市中区東千田町1-1-89広島  
大学教育学部教育行財政学研究室に置くことが承認された。

昭和63年12月15日

学会ニュース (第24号) 発送

# 西日本教育行政学会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額4,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若刊名）  
なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

### 附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

### 附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は3年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学」事務局とする

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。  
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に言語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語で Abstract (約1365字) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること  
引用法の例 論文の場合：著書、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著書、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

お手元に本学会紀要の「教育行政学研究」第10号をお届けできますことを、会員の皆様とともに喜びたいと存じます。

西日本教育行政学会の成立から、発展につきましては、特別にご寄稿いただいた初代会長、第二代会長のお言葉で尽くされております。十年の間に、本学会紀要も研究団体の機関誌として教育の学界での地歩を定着させてきたと言えましょう。たとえば、学会誌に発表される論文に引用されたり、関係の学友が出版している文献目録に、直接現物に当たっている研究出版物としてこの紀要がリストアップされているのを見ることができます。

これらのことは、投稿される個々の論文の質の高さによることは当然のことながら、編集委員会がレフェリー制を採用して掲載論文を厳しい基準で審査してきたことの成果とも言えましょう。投稿された論文は、九州地区のものは中四国の編集委員が、中四国地区のものは九州の委員が査閲するという方法を最初から採用しています。紀要に論文が掲載されえるまでに、委員会との遣り取りに苦勞された会員もおられるはずです。

毎年、紀要発行のための会員との連絡、集まった原稿の整理、印刷所との交渉、校正の世話、そして出来上がった紀要の発送まで、面倒で正確さの必要な仕事をしてくださる学会事務局のメンバーに感謝の言葉を呈したいと存じます。

紀要の編集を担当しているものとしましては、当面のこととして、印刷発行の経費に苦勞することのなくなることを、そしてやがては、学会の総力を挙げての研究が組織され、その成果を特集として紀要に掲載できるときが来ることを期待します。

紀要も順調に第10号まで発行できました。これからも、大会での発表そして紀要への投稿を継続してくださるよう会員の皆様をお願いします。

編集委員会 西 睦夫 記

「教育行政学研究」編集委員

西 睦 夫

仙 波 克 也

森 川 泉

堀 和 郎

印 刷 平成元年3月31日

発 行 平成元年3月31日

発行者 西日本教育行政学会  
〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号  
広島大学教育学部教育行財政学研究室内

印刷所 株式会社ニシキプリント  
〒733 広島市西区商工センター7丁目5番33号



## Studies on Educational Administration

---

- Toru OKAMOTO : Modern Features of Educational Planning in OECD Member Countries 1970—1980's
- Kiminori OKAZAKI : The Structure of the Execution of Business Management in Public Primary and Junior High School (4) — School Business Management Handbook and professional attitudes of the persons in charge of school business (2) —
- Shigekazu ODA : Schulaufsicht und Schulleiter in der Bundesrepublik Deutschland — Funktion und Partnerschaft —
- Katsutoshi SATAKE : Research on Features and Problems of Teacher Personnel  
Sadamu IWANAGA : Administrators in Prefectural Board of Education  
Mutsuo NISHI :

### A Selected Bibliography

- Sadao UEHARA : A Bibliographical Study on the Researches of Stein's Theory in Japan
- 

No. 10 March 1989

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research